

外国公館等に係る料金等の減免取扱要綱

〔平成元年7月13日〕
〔管理者決裁〕

改正 平成5年5月6日
改正 平成9年6月2日
改正 平成14年4月1日
改正 平成25年4月1日
改正 平成28年4月1日
改正 令和4年1月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、租税特別措置法第86条及び神戸市水道条例第35条に基づき、同条例に定める料金その他納入すべき費用（以下「料金等」という。）の減免の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(減免の対象及び要件)

第2条 料金等の減免は、外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関又は外国の大使、公使、領事その他これらに準ずる者（以下「外国公館等」という。）を対象とし、水道料金の減免については第2項の要件を水道料金以外の料金等については第3項の要件を必要とする。

- 2 外務省で定める「外国公館等用免税申請表」により免税申請のあったもので、申請者名と水道使用者名義とが同一のもの又は同一と認められるもの
- 3 料金等の支払義務者で外務省の定める「免税カード」の提示があったもの

(減免額)

第3条 料金等の減免額は、消費税相当額とする。

(減免の方法)

第4条 料金等の減免は料金等の調定時に行い、減免後の金額を徴収する。ただし、営業課長が特に必要と認める場合は、料金更正のうえ還付又は次回調整により減免することができる。

(施行の細則)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(施行期日)

第6条
この要綱は、令和4年1月1日より施行する。